

# 物流クレート標準化協議会規約

(2015年4月1日発行)

物流クレート標準化協議会

Logistics crate standardization Council

# 物流クレート標準化協議会 規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、物流クレート標準化協議会（英文：Logistics crate standardization Council）  
略称「クレート協議会」と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を幹事会の決議によって必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、物流クレートの標準化を推進し、物流コストの削減、地球環境の保護に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。  
(1) 物流クレートに関する調査研究  
(2) 物流クレートに関する情報提供及び広報活動  
(3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動  
2. 上記の運営を行うために事務局を置く。

## 第3章 会員

### (会員)

第5条 本会には、次の会員を置く。  
(1) 正会員  
標準クレートを利用している小売業とクレート製造会社、数量管理システム提供会社。  
(2) 賛助会員  
本会の趣旨に賛同して、これに協力するもの。

### (会費)

第6条 クレート協議会の事業活動において生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は別に定める額を支払う義務を負う。  
2. 会費の納入方法は幹事会で定める。  
3. 金額は協議会にて承認を得ることとする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会届を事務局に提出し、後日幹事会の承認を受けその時より会員となる。

2. 本会の会員になろうとするものは、「食品クレート標準共有化ガイドライン」の記載された事項を順守することを約束する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納められた会費等は返還しない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、協議会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約およびその他の規約・規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が解散、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立、その他任意整理の表明があったとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

## 第4章 会議

(種類)

第12条 本会の会議は、協議会、幹事会とする。

2. 協議会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催し、それ以外は必要に応じて随時開催する。
3. 幹事会は必要に応じて開催する。幹事会は事業の円滑な遂行を図るため、分科会、ワーキング・グループを設けることができる。

(構成)

第13条 協議会にあってはすべての会員及び代表幹事が招集したのによって構成する。

2. 幹事会にあっては協議会で選任された幹事によって構成する。

(招集)

第14条 すべての会議は、代表幹事が招集する。

(議長)

第15条 すべて会議の議長は、代表幹事がこれにあたる。

2. 代表幹事が欠けた時、事故があるときは副幹事がこれにあたる。

(決議)

第16条 すべての会議の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 会議に出席できない正会員は、あらかじめ書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(権限)

第17条 協議会は、次の事項を決議する。

- (1) 活動計画および収支予算
- (2) 活動報告および収支決算
- (3) 規約及びガイドラインの変更
- (4) 会員の除名
- (5) 幹事の選任または解任
- (6) その他規約で定められた事項および幹事会より付議された事項

2. 幹事会は、次の職務を行う

- (1) 協議会の業務執行の決定
- (2) WG・分科会の設置
- (3) 代表幹事及び副幹事の選任
- (4) 入会の承認
- (5) その他規約で定められた事項および協議会より必要とされた事項

(議事録)

第18条 すべての会議の議事については、議事録を作成する。

## 第5章 幹事

(構成と任期)

第19条 本会には、3名以上の幹事を置く。

2. 幹事のうち1名を代表幹事、1名以上を副幹事、1名を監事とする。
3. 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第6章 事務局

### (活動)

第20条 事務局は、次の活動を行う。

- (1) システムの維持・管理の調整
- (2) ガイドラインの維持・管理・実行
- (3) 小売、ベンダーからの問合せ窓口の調整
- (4) 協議会への提案
- (5) 協議会、幹事会の開催
- (6) 標準クレート導入拡大サポート
- (7) 上記に関わる付帯業務

## 第7章 資産および会計

### (資産の構成)

第21条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) その他の収入

### (資産の管理及び経費の支払い)

第22条 本会の資産は事務局が管理し、経費は資産をもって支払う。

### (監査)

第23条 事務局によって管理された資産は監事が監査する。

### (剰余金の処理)

第24条 事業年度末において剰余金が生じたときは、協議会の決議を経て、これを翌年に繰り越すかまたは積立金として処理するものとする。

### (事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

以上

**規約改定履歴**

2015年 4月 発行

---

**物流クレート標準化協議会規約**

発行: 物流クレート標準化協議会

(事務局) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル  
(日本パレットレンタル(株) 内)

TEL 03-6895-5213 FAX 03-6895-5241

---